

医政発0608第7号
老発0608第2号
保発0608第7号
令和2年6月8日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

厚生労働省老健局長
(公印省略)

厚生労働省保険局長
(公印省略)

「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の一部改正について

標記の交付金によって造成された基金の運営については、「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」(平成26年9月12日医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号)の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」(以下「管理運営要領」という。)により行われているところであるが、管理運営要領を別紙新旧対照表のとおり改め、令和2年4月1日(介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業については令和2年4月30日)より適用することとしたので通知する。

なお、貴管内関係者に対しては、貴職から周知されるよう御配慮願いたい。

「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」別紙 新旧対照表

新	旧
別紙	別紙
地域医療介護総合確保基金管理運営要領	地域医療介護総合確保基金管理運営要領
第1～第8（略）	第1～第8（略）
(別表)（略）	(別表)（略）

新	旧
別記1－1 介護施設等の整備に関する事業	別記1－1 介護施設等の整備に関する事業
1 目的 病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応しつつ、また、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。）等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的とする。	1 目的 病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応しつつ、また、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス（介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。）等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的とする。
2 対象事業 (1) 地域密着型サービス等整備等助成事業 <u>ア 地域密着型サービス等整備助成事業</u> (ア)に掲げる施設等（サテライト型居住施設・事業所を含む。）を整備する事業を対象とする。 また、土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。 <ul style="list-style-type: none">・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。	2 対象事業 (1) 地域密着型サービス等整備助成事業 (ア)に掲げる施設等（サテライト型居住施設・事業所を含む。）を整備する事業を対象とする。 また、土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。 <ul style="list-style-type: none">・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

新	旧
<p>さらに、次に掲げる施設等を合築・併設して整備を行う場合に補助単価の加算を行うとともに、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とする。</p> <p>なお、障害者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障害者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。</p> <p>(ア) 対象施設等</p> <p><u>a</u> (略)</p> <p><u>b</u> 小規模（定員29人以下）な介護老人保健施設（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）</p> <p><u>c～e</u> (略)</p> <p><u>f</u> 低所得高齢者の居住対策として「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）」第34条の規定に定める都市型軽費老人ホーム（都市型軽費老人ホームの居室面積については、10.65m²（収納設備を除く）以上とすることが望ましい。）</p> <p><u>g</u> (略)</p> <p><u>h</u> 小規模多機能型居宅介護事業所（<u>介護予防小規模多機能型居宅介護事業所</u>を含む。以下同じ。）</p> <p><u>i～k</u> (略)</p> <p><u>l</u> 介護予防拠点（要介護状態等（介護保険法（平成9年法律第123号）第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業を行う拠点をいい、同法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等の実施のために、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービス<u>B・C</u>や、多様な通いの場を整備する場合を含む。以下同じ。）</p> <p><u>m～p</u> (略)</p> <p><u>q</u> 小規模（定員29人以下）な介護付きホーム（老人福祉法（昭和26年法律第45号）第29条第1項に規定される有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の</p>	<p>さらに、次に掲げる施設等を合築・併設して整備を行う場合に補助単価の加算を行うとともに、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とする。</p> <p>なお、障害者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障害者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 小規模（定員29人以下）の介護老人保健施設（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>カ 低所得高齢者の居住対策として「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）」第34条の規定に定める都市型軽費老人ホーム（都市型軽費老人ホームの居室面積については、10.65平方メートル（収納設備を除く）以上とすることが望ましい。）</p> <p>キ (略)</p> <p>ク 小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>ケ～サ (略)</p> <p>シ 介護予防拠点（介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等の実施のために、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービス<u>B・C</u>や、多様な通いの場を整備する場合を含む。）</p> <p>ス～タ (略) (新設)</p>

新	旧										
<p><u>登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの</u>（ただし、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県における整備に限る。）</p> <p><u>(イ) 整備区分</u></p> <p><u>「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。</u></p> <p><u>(（4）ウ及び（7）の事業を除き、以下同じ。)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">整備区分</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">整備内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;"><u>創設 (開設)</u></td><td style="padding: 10px;"><u>新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;"><u>増築（床）</u></td><td style="padding: 10px;"><u>既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備すること。</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;"><u>改築 (再開設)</u></td><td style="padding: 10px;"><u>既存の施設等を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに施設等を整備すること。（一部改築を含む。）</u> <u>※1 取り壊し費用も対象とすることができます。</u> <u>※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;"><u>増改築</u></td><td style="padding: 10px;"><u>既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備すること。（一部増改築を含む。）</u> <u>※1、※2について同上。</u></td></tr> </tbody> </table> <p><u>イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業</u></p> <p><u>介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員30人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生</u></p>	整備区分	整備内容	<u>創設 (開設)</u>	<u>新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）</u>	<u>増築（床）</u>	<u>既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備すること。</u>	<u>改築 (再開設)</u>	<u>既存の施設等を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに施設等を整備すること。（一部改築を含む。）</u> <u>※1 取り壊し費用も対象とすることができます。</u> <u>※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。</u>	<u>増改築</u>	<u>既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備すること。（一部増改築を含む。）</u> <u>※1、※2について同上。</u>	<p style="text-align: center;">（新設）</p> <p><u>なお、整備区分については、創設や増築（床）のほか、改築、増改築等も可能であること。</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>
整備区分	整備内容										
<u>創設 (開設)</u>	<u>新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）</u>										
<u>増築（床）</u>	<u>既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備すること。</u>										
<u>改築 (再開設)</u>	<u>既存の施設等を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに施設等を整備すること。（一部改築を含む。）</u> <u>※1 取り壊し費用も対象とすることができます。</u> <u>※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。</u>										
<u>増改築</u>	<u>既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備すること。（一部増改築を含む。）</u> <u>※1、※2について同上。</u>										

新	旧						
<p><u>活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型住宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型住宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を1施設創設することを条件に、（ア）に掲げる広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。</u></p> <p><u>なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。</u></p> <p><u>また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和5年度中に着工することとする。</u></p> <p><u>(ア) 大規模修繕・耐震化の対象施設</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>a 広域型（定員30人以上）の特別養護老人ホーム</u> <u>b 広域型（定員30人以上）の介護老人保健施設</u> <u>c 広域型（定員30人以上）の介護医療院</u> <u>e 広域型（定員30人以上）の養護老人ホーム</u> <u>d 広域型（定員30人以上）の軽費老人ホーム</u> <p><u>(イ) 整備区分</u></p> <p><u>a 「大規模修繕」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">整備区分</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">整備内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">(1) 施設の一部改修</td><td style="padding: 5px;"><u>一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(2) 施設の付帯設備の改造</td><td style="padding: 5px;"><u>一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス</u></td></tr> </tbody> </table>	整備区分	整備内容	(1) 施設の一部改修	<u>一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事</u>	(2) 施設の付帯設備の改造	<u>一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス</u>	
整備区分	整備内容						
(1) 施設の一部改修	<u>一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事</u>						
(2) 施設の付帯設備の改造	<u>一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス</u>						

新	旧
	<u>設備、消防用設備等付帯設備の改造工事</u>
<u>(3) 施設の冷暖房設備の設置等</u>	<u>気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事</u>
<u>(4) 避難経路等の整備</u>	<u>居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事</u>
<u>(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修</u>	<p>① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等</p> <p>② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事</p>
<u>(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修</u>	<u>消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備</u>
<u>(7) 消融雪設備整備</u>	<u>豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備</u>

	新	旧
(8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等	
(9) 施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事	
(10) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事	

（注）一定年数は、おおむね10年とする。

b 「耐震化」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
耐震化	地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事

（2）介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

ア 介護施設等の施設開設準備経費支援事業

介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、

- ・ 施設等の開設時（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床
- ・ また、介護療養型医療施設等から介護医療院や介護老人保健施設等への転換（改修等を伴わずに転換する場合を含む。）
- ・ さらに、訪問看護ステーションの大規模化（緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職

（2）介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、

- ・ 施設等の開設時（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床
- ・ また、介護療養型医療施設等から介護医療院や介護老人保健施設等への転換（改修等を伴わずに転換する場合を含む。）
- ・ さらに、訪問看護ステーションの大規模化（緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増

新	旧
<p>員を増やすこと等) やサテライト型事業所の設置の際に必要な初度経費(設備整備、職員訓練期間中の雇上げ(最大 6 ヶ月間)、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費) を支援する事業を対象とする。</p> <p><u>イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入支援</u></p> <p><u>介護施設等において、(1) イ (イ) の表中 (1) 又は (2) に該当する大規模修繕(助成を受けているかは問わない。)を実施する際に、別記 2 の(28) 口の介護ロボット導入支援事業及びハのＩＣＴ導入支援事業において対象となっている機器等を導入するために必要な経費を支援する事業を対象とする。</u></p> <p><u>なお、本事業においては、介護ロボット・ＩＣＴ以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ(最大 6 ヶ月間)、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象とはならない。</u></p> <p><u>また、事業実施にあたっての導入計画の策定及び導入効果の報告については、令和 2 年 4 月 14 日老高発 0414 第 1 号・老振発 0414 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙 1・別紙 2 を準用する。</u></p> <p><u>ウ 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業</u></p> <p><u>市町村(特別区を含む。以下同じ。)が地域住民の介護予防・健康づくりと防災の意識啓発を連携して取り組むことができる地域の場の設置を図り、もって新たな地域コミュニティ(地域のつながり)の構築を支援することを目的とする。</u></p> <p><u>実施主体は、市町村とする。市町村の助成により事業者が事業を実施する場合は、適切に介護予防拠点で備品購入等が行われるよう、市町村において、その必要性を十分に確認した上で補助すること。</u></p> <p><u>(ア) 介護予防拠点 ((1) アの助成を受けているかは問わない。) における</u></p>	<p>やすこと等) やサテライト型事業所の設置の際に必要な初度経費(設備整備、職員訓練期間中の雇上げ(最大 6 ヶ月間)、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費) を支援する事業を対象とする。</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p>る、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者の介護予防・健康づくりや防災に対する意識の共有を図るために必要な備品購入費（例えば、介護予防・健康づくり・防災教室のための映像機器、ホワイトボード、研修教材等の購入費） ・ 介護予防拠点に対して、出前授業を行う消防団員や災害拠点病院の職員等に対する講師謝金や講師旅費、当該授業のための普及啓発経費を支援する事業を対象とする。 <p>(イ) 体操等の介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点に、高齢者の防災に対する意識啓発の機能を付加するものであるため、購入した備品を介護予防・健康づくりに利用することは妨げないが、防災教室の開催や介護予防・健康づくりの取組の中で防災の要素も取り入れて実践する（例えば、歩行訓練を兼ねて地域の避難所を訪問して回る）等の事業の実施は必須とする。</p> <p>(ウ) 本事業の実施については、介護予防拠点の開設時等に限らないが、1か所につき1回限りとする。</p> <p>(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業</p> <p>施設等用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るために、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を支援する事業を対象とする。</p> <p>また、地域の実情に合わせて、普通借地権設定でも可能とするが、この場合、当該用地に整備される施設等の経営が安定的・継続的に行われるよう、当該施設等運営法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。 ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。 ・ 賃借料及びその財源が收支予算書に適正に計上されており、施設等運 	<p>(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業</p> <p>施設等用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るために、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を支援する事業を対象とする。</p> <p>また、地域の実情に合わせて、普通借地権設定でも可能とするが、この場合、当該用地に整備される施設等の経営が安定的・継続的に行われるよう、当該施設等運営法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。 ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。 ・ 賃借料及びその財源が收支予算書に適正に計上されており、施設等運

新	旧
<p>當法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。</p> <p>さらに、本体施設（特別養護老人ホーム等）を整備する際に、合築・併設施設（定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所等）を整備する場合においては、当該敷地についても補助対象とする。</p> <p><u>なお、介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）を整備する際に、本事業を活用する場合は、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県における整備に限るものとする。</u></p> <p>(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業</p> <p>ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業</p> <p>次に掲げる施設（いずれも、定員規模は問わない。）のユニット化改修に要する経費を支援する事業を対象とする。</p> <p>（ア）～（エ）（略）</p> <p>イ 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業</p> <p>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（いずれも、定員規模は問わない。）の多床室について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う費用を支援する事業を対象とする。</p> <p>なお、改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認めるものとする。</p> <p><u>1人当たりの面積基準については、4人部屋に中廊下を設けて居室を仕切るなど様々な工夫が考えられることから、仕切られた空間についての1人当たり面積基準は設けず、多床室全体として1人当たりの面積基準を満たしていれば足りることとする。</u></p>	<p>當法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。</p> <p>さらに、本体施設（特別養護老人ホーム等）を整備する際に、合築・併設施設（定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所等）を整備する場合においては、当該敷地についても補助対象とする。</p> <p>(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業</p> <p>ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業</p> <p>次に掲げる施設のユニット化改修に要する経費を支援する事業を対象とする。</p> <p>（ア）～（エ）（略）</p> <p>イ 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業</p> <p>特別養護老人ホームの多床室について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う費用を支援する事業を対象とする。</p> <p>なお、改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認めるものとする。</p>
10	

新	旧
<p>ウ 介護療養型医療施設等転換整備支援事業</p> <p>(ア) 対象事業</p> <p>介護療養型医療施設から転換して次に掲げる施設を整備する事業を対象とする。また、介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。</p> <p>なお、いずれも、定員規模は問わないこととし、c、d及びjについては特定施設入居者生活介護の指定の有無を問わないこととする。また、本事業の助成を受けず、転換先の介護老人保健施設等の施設基準の一部の緩和（療養室の床面積1床当たり6.4m²を維持したままの病床の転換）を適用し介護医療院又は介護老人保健施設等に転換した療養病床等が、その後、<u>令和5年度末までに1床当たり8.0m²を満たすための改修等を行う場合</u>については、本事業の対象とする。</p> <p>a～i （略）</p> <p>j サービス付き高齢者向け住宅</p> <p>(イ) （略）</p>	<p>ウ 介護療養型医療施設等転換整備支援事業</p> <p>(ア) 対象事業</p> <p>介護療養型医療施設から転換して次に掲げる施設を整備する事業を対象とする。また、介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。</p> <p>なお、いずれも、定員規模は問わないこととし、c、d及びjについては特定施設入居者生活介護の指定の有無を問わないこととする。また、本事業の助成を受けず、転換先の介護老人保健施設等の施設基準の一部の緩和（療養室の床面積1床当たり6.4m²を維持したままの病床の転換）を適用し介護医療院又は介護老人保健施設等に転換した療養病床等が、その後、<u>平成35年度末までに1床当たり8.0m²を満たすための改修等を行う場合</u>については、本事業の対象とする。</p> <p>a～i （略）</p> <p>j <u>高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定により登録されている賃貸住宅。</u></p> <p>(イ) （略）</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>エ 介護施設等における看取り環境整備推進事業</p> <p><u>次に掲げる介護施設等（いずれも、定員規模は問わない。）において、看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備事業に要する経費を支援する事業を対象とする。</u></p> <p><u>なお、整備を行う個室については、看取り及び家族等の宿泊のために充分なスペースを確保することとする。</u></p> <p><u>また、整備した個室に関しては看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。</u></p> <p>(ア) 特別養護老人ホーム</p> <p>(イ) 介護老人保健施設</p> <p>(ウ) 介護医療院</p>	

新	旧
<p>(工) <u>養護老人ホーム</u></p> <p>(才) <u>軽費老人ホーム</u></p> <p>(力) <u>認知症高齢者グループホーム</u></p> <p>(キ) <u>小規模多機能型居宅介護事業所</u></p> <p>(ク) <u>看護小規模多機能型居宅介護事業所</u></p> <p>(ケ) <u>介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</u></p> <p><u>才 共生型サービス事業所の整備推進事業</u></p> <p><u>障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、次に掲げる共生型サービスの指定を受けた介護保険事業所（本事業完了の日までに当該指定を受ける見込みの既存の事業所及び創設する事業所を含む。）において、障害者や障害児を受け入れるために必要な施設の改修、設備整備に要する経費を支援する事業を対象とする。</u></p> <p>(ア) <u>通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。）</u></p> <p>(イ) <u>短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。）</u></p> <p>(ウ) <u>小規模多機能型居宅介護事業所</u></p> <p>(エ) <u>看護小規模多機能型居宅介護事業所</u></p> <p>(5) <u>民有地マッチング事業</u></p> <p>介護施設等の整備等を促進するため、土地等所有者と介護施設等を運営する法人等（以下「介護施設等整備法人等」という。）のマッチングを行うための経費の補助を行い、都市部を中心とした用地不足への対応を図ることを目的とする。</p> <p>実施主体は、都道府県及び市町村（以下「都道府県等」という。）とする。なお、都道府県等が認めた者へ委託等を行うことができる。</p> <p>委託により事業を実施する場合は、適切な地域で介護施設等の整備が行われるよう、都道府県等において地域の介護の需給状況を十分に把握した上で</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p>

新	旧
<p>委託すること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業 介護施設等において新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県が介護施設等へ配布する消毒液等の卸・販社からの一括購入、介護施設等の消毒・洗浄、高齢障害者向けの感染症予防の広報・啓発に係る費用を支援することを目的とする。</p> <p>ア 介護施設等における消毒液購入等経費支援事業</p> <p>(ア) 対象事業</p> <p>a 消毒液等購入経費支援 介護現場では、感染経路の遮断が重要であるが、それに伴い消毒液等の需給が逼迫し、介護施設等が自力で購入できない状況を踏まえ、都道府県が介護施設等へ配布する消毒液等を卸・販社から一括購入・管理・配布をするための事業（国が示す消毒液等の供給スキーム等に基づき消毒液等の購入・管理・配布を行う場合を含む（当該スキーム等により介護施設等が費用を負担した場合には、都道府県が補填することも可能）。）を対象とする。</p> <p>b 介護施設等の消毒・洗浄経費支援 感染が疑われる者が発生した場合に、介護施設等内で感染が拡がらないよう、利用者・従事者が触れる箇所や物品等の消毒・洗浄を行う事業を対象とする。 <u>なお、他の補助金等により消毒・洗浄経費の補助が行われている場合については、本事業の補助対象とはしない。</u></p> <p>(イ) 対象施設等（いずれも定員規模は問わない。各介護予防サービスを含む。）</p> <p>a～h (略)</p> <p>i 有料老人ホーム</p>	<p>委託すること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業 介護施設等において新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県が介護施設等へ配布する消毒液等の卸・販社からの一括購入、介護施設等の消毒・洗浄、高齢障害者向けの感染症予防の広報・啓発に係る費用を支援することを目的とする。</p> <p>ア 介護施設等における消毒液購入等経費支援事業</p> <p>(ア) 対象事業</p> <p>a 消毒液等購入経費支援 介護現場では、感染経路の遮断が重要であるが、それに伴い消毒液等の需給が逼迫し、介護施設等が自力で購入できない状況を踏まえ、都道府県が介護施設等へ配布する消毒液等を卸・販社から一括購入するための事業を対象とする。</p> <p>b 介護施設等の消毒・洗浄経費支援 感染が疑われる者が発生した場合に、介護施設等内で感染が拡がらないよう、利用者・従事者が触れる箇所や物品等の消毒・洗浄を行う事業を対象とする。</p> <p>(イ) 対象施設等（いずれも定員規模は問わない）</p> <p>a～h (略)</p> <p>i 老人福祉法（昭和26年法律第45号）第29条第1項に規定される有料老人ホーム</p>

新	旧
<p>j サービス付き高齢者向け住宅</p> <p>k ~ v (略)</p> <p>w <u>介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所</u></p> <p>x <u>生活支援ハウス</u></p> <p>y <u>居宅療養管理指導事業所</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業</u></p> <p>(ア) 対象事業</p> <p>a <u>簡易陰圧装置設置経費支援</u> <u>介護施設等において、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室等に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行う事業を対象とする</u></p> <p>b <u>換気設備設置経費支援</u> <u>風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、介護施設等において、居室ごとに窓がない場合等にも、定期的に換気できるよう、換気設備の設置等を行う事業を対象とする</u></p> <p>(イ) 対象施設等（いずれも定員規模は問わない。）</p> <p>a <u>特別養護老人ホーム</u></p> <p>b <u>介護老人保健施設</u></p> <p>c <u>介護医療院、介護療養型医療施設</u></p> <p>d <u>養護老人ホーム</u></p> <p>e <u>軽費老人ホーム</u></p> <p>f <u>認知症高齢者グループホーム</u></p> <p>g <u>小規模多機能型居宅介護事業所</u></p> <p>h <u>看護小規模多機能型居宅介護事業所</u></p>	<p>j <u>高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）</u></p> <p><u>第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅</u></p> <p>k ~ v (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>イ (略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>i 有料老人ホーム j サービス付き高齢者向け住宅 k 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 l 生活支援ハウス</p> <p>(7) 介護職員の宿舎施設整備事業</p> <p>介護人材（外国人を含む。）を確保するため、イに掲げる介護施設等（いずれも、定員規模は問わない。）の事業者が当該介護施設に勤務する職員（職種は問わず、幅広く対象）の宿舎を整備するための費用の一部を補助することにより、介護職員が働きやすい環境を整備することを目的とする。</p> <p>ア 対象事業</p> <p>（ア）地域の実情や利用者のニーズに応じて柔軟に整備できるよう、宿舎の定員規模や設備（居室類型、入居者の1人当たりの居室の床面積や台所、浴室、便所及び洗面設備等）は問わない。ただし、補助対象となるのは、イに掲げる介護施設等（建築中のものを含む。）に勤務する職員数分の定員規模まであって、1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33m²以下を助成配分基準とする。なお、土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。</p> <p>（イ）家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案し、近傍（原則として本事業で整備する宿舎の所在する市町村内の地域内とする。）類似の家賃と比較して低廉なものとすること。</p> <p>（ウ）設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）の面等から検討するものであり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内又は近隣の設置に限定されない。</p> <p>（エ）入居者については、イに掲げる介護施設等に勤務する職員でなければならぬ。ただし、当該介護施設等の職員の利用に支障のない範囲（定員規模の2割以内）において、当該職員の家族等やイに掲げる以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）に勤</p>	（新設）

新	旧						
<p><u>務する職員に限り、その利用を認めて差し支えない。</u></p> <p><u>(オ) 土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たつて適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とする。また、宿舎の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付を受ける施設等運営法人は、本事業で整備する宿舎所有者から宿舎を一括して借り上げ入居者に転貸することを条件とする。</u></p> <p><u>イ 対象施設等</u></p> <p><u>(ア) 特別養護老人ホーム</u></p> <p><u>(イ) 介護老人保健施設</u></p> <p><u>(ウ) 介護医療院</u></p> <p><u>(エ) 特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス</u></p> <p><u>(オ) 認知症高齢者グループホーム</u></p> <p><u>(カ) 小規模多機能型居宅介護事業所</u></p> <p><u>(キ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u></p> <p><u>(ク) 看護小規模多機能型居宅介護事業所</u></p> <p><u>(ケ) 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</u></p> <p><u>ウ 整備区分</u></p> <p>「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>整備区分</th><th>整備内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>創設</u></td><td> <p><u>新たに宿舎を整備すること。</u></p> <p><u>※ 空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して、宿舎を整備する事業を含む。</u></p> <p><u>※ 空き家等の既存建物を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、宿舎を整備する事業を含む。</u></p> </td></tr> <tr> <td><u>増築</u></td><td><u>既存の宿舎の現在定員の増員を図るための整備をするこ</u></td></tr> </tbody> </table>	整備区分	整備内容	<u>創設</u>	<p><u>新たに宿舎を整備すること。</u></p> <p><u>※ 空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して、宿舎を整備する事業を含む。</u></p> <p><u>※ 空き家等の既存建物を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、宿舎を整備する事業を含む。</u></p>	<u>増築</u>	<u>既存の宿舎の現在定員の増員を図るための整備をするこ</u>	
整備区分	整備内容						
<u>創設</u>	<p><u>新たに宿舎を整備すること。</u></p> <p><u>※ 空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して、宿舎を整備する事業を含む。</u></p> <p><u>※ 空き家等の既存建物を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、宿舎を整備する事業を含む。</u></p>						
<u>増築</u>	<u>既存の宿舎の現在定員の増員を図るための整備をするこ</u>						

新		旧
	<u>と。</u>	
<u>改築</u>	<p><u>既存の宿舎を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに宿舎を整備すること。（一部改築を含む。）</u></p> <p><u>※1 取壊し費用も対象とすることができる。</u></p> <p><u>※2 既存宿舎を移転して改築する事業を含む。この場合、既存宿舎を取り壊すかどうかは問わない。</u></p>	
<u>増改築</u>	<p><u>既存の宿舎を取り壊して、新たに宿舎を整備するのにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。）※1、※2について同上。</u></p>	
<u>改修</u>	<p><u>既存の宿舎を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。</u></p>	
3 助成額の算定方法		3 助成額の算定方法
(1) 算定方法		(1) 算定方法
<p>都道府県計画に記載された事業について、別表1－1の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額を助成額とする。</p> <p>ただし、「定期借地権設定のための一時金の支援事業」及び「介護職員の宿舎施設整備事業」については、別表1－1の(3)及び(7)の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基準により算定した額と第4欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額を助成額とする。</p> <p>また、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>		<p>都道府県計画に記載された事業について、別表1－1の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額を助成額とする。</p> <p>ただし、「定期借地権設定のための一時金の支援事業」については、別表1－1の(3)の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基準により算定した額と第4欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額を助成額とする。</p> <p>また、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>なお、配分基礎単価について、「2019年4月1日～2019年9月30日」を適用するのか、又は「2019年10月1日～」を適用するのかは、各介護施設等が実施する基金事業の目的物の全てを完成し相手方に引き渡した日、又は約した役務の全ての提供を完了した日を基準日として判定する。</p>

新	旧
(2) ~ (3) (略)	(2) ~ (3) (略)
4 (略)	4 (略)

新	旧
(削除) 別表 1－1 配分基礎単価	<u>別表 1－1 配分基礎単価（2019年4月1日～2019年9月30日）</u>
	<u>別表 1－1 配分基礎単価（2019年10月1日～）</u>

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備			
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～4,480千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・小規模な介護老人保健施設	25,000～56,000千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模な介護医療院	25,000～56,000千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	2,380千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,480千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・都市型軽費老人ホーム	1,790千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム	15,000～33,600千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～33,600千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,940千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～33,600千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・認知症対応型デイサービスセンター	11,900千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・介護予防拠点	8,910千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・地域包括支援センター	1,190千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・生活支援ハウス	35,700千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・緊急ショートステイの整備	1,190千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・施設内保育施設	11,900千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,480千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
介護施設等の合築等			
・別記1-1の2の(1)の事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	
空き家を活用した整備			
・認知症高齢者グループホーム	8,910千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター			
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備			
・特別養護老人ホーム	1,128千円 の範囲内で都道府県知事が定める額	定員数	
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・養護老人ホーム			
・軽費老人ホーム			

注) 施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備			
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～4,480千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・小規模な介護老人保健施設	25,000～56,000千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模な介護医療院	25,000～56,000千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	2,380千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,480千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・都市型軽費老人ホーム	1,790千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム	15,000～33,600千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～33,600千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,940千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～33,600千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・認知症対応型デイサービスセンター	11,900千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・介護予防拠点	8,910千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・地域包括支援センター	1,190千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・生活支援ハウス	35,700千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・緊急ショートステイの整備	1,190千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・施設内保育施設	11,900千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,480千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
介護施設等の合築等			
・別記1-1の2の(1)の事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	
空き家を活用した整備			
・認知症高齢者グループホーム	8,910千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター			
・別記1-1の2の(1)の事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	
空き家を活用した整備			
・認知症高齢者グループホーム	8,910千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター			
・別記1-1の2の(1)の事業対象施設と合築・併設			
・空き家を活用した整備			
・別記1-1の2の(1)の事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	

注) 施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
介護施設新設・既設改修・複合施設(改修時)に必要な経費			
定員30名以上の広域型施設等			
・特別要課老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・実験老人ホーム			
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定期間入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）	4,200千円	施設数	の範囲で都道府県知事が定める額
定員29名以下の地域密着型施設等			
・地域密着型特別要課老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
・小規模な介護老人保健施設			
・小規模な介護医療院			
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定期間入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・定期巡回・回診対応型訪問介護事業所	14,000千円	施設数	の範囲で都道府県知事が定める額
・都市型軽量老人ホーム	420千円	定員数	の範囲で都道府県知事が定める額
・小規模な実験老人ホーム	420千円	定員数	の範囲で都道府県知事が定める額
・施設内保育施設	4,200千円	施設数	の範囲で都道府県知事が定める額
介護施設新設の介護老人保健施設への転換整備に必要な経費 (介護施設新設の介護医療院への転換整備に必要な経費を含む。)			
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・ケアハウス			
・有料老人ホーム			
・特別要課老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・生活支援ハウス等			
・介護付き高齢者向け住宅			
定員29名以下の地域密着型施設等			
・地域密着型特別要課老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
・小規模な介護老人保健施設			
・小規模な介護医療院			
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定期間入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・定期巡回・回診対応型訪問介護事業所	219千円	施設数	の範囲で都道府県知事が定める額 (既換前件数)
介護施設新設のための費用			
定員30名以上の広域型施設等			
・特別要課老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・実験老人ホーム			
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定期間入居者生活介護の指定を受けるもの）			
定員29名以下の地域密着型施設等			
・地域密着型特別要課老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
・小規模な介護老人保健施設			
・小規模な介護医療院			
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定期間入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・定期巡回・回診対応型訪問介護事業所	420千円	施設数	の範囲で都道府県知事が定める額
・都市型軽量老人ホーム	7,000千円	施設数	の範囲で都道府県知事が定める額
・小規模な実験老人ホーム	210千円	定員数	の範囲で都道府県知事が定める額
・施設内保育施設	2,100千円	施設数	の範囲で都道府県知事が定める額
介護施設新設のための費用			
・介護老人防護点	100千円	1か所	の範囲で都道府県知事が定める額

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
(新規)			
定員30名以上の広域型施設等			
・特別要課老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・実験老人ホーム			
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定期間入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）	4,200千円	施設数	の範囲で都道府県知事が定める額
定員29名以下の地域密着型施設等			
・地域密着型特別要課老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
・小規模な介護老人保健施設			
・小規模な介護医療院			
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定期間入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・定期巡回・回診対応型訪問介護事業所	14,000千円	施設数	の範囲で都道府県知事が定める額
・都市型軽量老人ホーム	420千円	定員数	の範囲で都道府県知事が定める額
・小規模な実験老人ホーム	420千円	定員数	の範囲で都道府県知事が定める額
・施設内保育施設	4,200千円	施設数	の範囲で都道府県知事が定める額
介護施設新設の介護者人材確保整備に必要な経費 (介護施設新設の介護医療院への転換整備に必要な経費を含む。)			
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・有料老人ホーム			
・特別要課老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・生活支援ハウス等			
・介護付き高齢者向け住宅			
・定期巡回・回診対応型訪問介護事業所	219千円	施設数	の範囲で都道府県知事が定める額 (既換前件数)
介護施設新設のための費用			
定員30名以上の広域型施設等			
・特別要課老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・実験老人ホーム			
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定期間入居者生活介護の指定を受けるもの）			
定員29名以下の地域密着型施設等			
・地域密着型特別要課老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
・小規模な介護老人保健施設			
・小規模な介護医療院			
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定期間入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・定期巡回・回診対応型訪問介護事業所	420千円	施設数	の範囲で都道府県知事が定める額
・都市型軽量老人ホーム	7,000千円	施設数	の範囲で都道府県知事が定める額
・小規模な実験老人ホーム	210千円	定員数	の範囲で都道府県知事が定める額
・施設内保育施設	2,100千円	施設数	の範囲で都道府県知事が定める額
介護施設新設のための費用			
・介護老人防護点	100千円	1か所	の範囲で都道府県知事が定める額

(3)定期借地権設定のための一時金の支援事業

1 区分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費
【本体施設】			
定員30人以上の広域型施設			
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・養護老人ホーム ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 			
定員29名以下の地域密着型施設等			
<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・都市型軽費老人ホーム ・小規模な養護老人ホーム ・施設内保育施設 ・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 			
【合築・併設施設】			
定員29名以下の地域密着型施設等			
<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・認知症対応型デイサービスセンター ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・緊急ショートステイ 			

(3)定期借地権設定のための一時金の支援事業

1 区分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費
【本体施設】			
定員30人以上の広域型施設			
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・養護老人ホーム ・(新設) 			
定員29名以下の地域密着型施設等			
<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・都市型軽費老人ホーム ・小規模な養護老人ホーム ・施設内保育施設 ・(新設) 			
【合築・併設施設】			
定員29名以下の地域密着型施設等			
<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・認知症対応型デイサービスセンター ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・緊急ショートステイ 			

1／2

定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）。

22

当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額等、都道府県知事が定める合理的な方法による額）の2分の1

1／2

定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）。

(4)既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業				(4)既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業				
1・区分	2 配分基礎卖価	3 単位	4 対象経費	1・区分	2 配分基礎卖価	3 単位	4 対象経費	
既存施設のユニット化改修								
「個室 → ユニット化」改修	1,190千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数		「個室 → ユニット化」改修	1,190千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数		
「多床室(ユニット型個室の多床室を含む。) → ユニット化」改修	2,380千円 の範囲で都道府県知事が定める額			「多床室 → ユニット化」改修	2,380千円 の範囲で都道府県知事が定める額			
ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化 エ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設 ・ 介護老人保健施設 ・ ケアハウス ・ 特別養護老人ホーム ・ 介護医療院 ・ 認知症高齢者グループホーム				ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化 エ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設 ・ 介護老人保健施設 ・ ケアハウス ・ 特別養護老人ホーム ・ 介護医療院 ・ 認知症高齢者グループホーム				
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(多床室)のプライバシー保護のための改修	734千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数		特別養護老人ホーム(多床室)のプライバシー保護のための改修	734千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数		
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備 (介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。)				介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備 (介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。)				
・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ ケアハウス ・ 有料老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 生活支援ハウス ・ サービス付き高齢者向け住宅	創設 2,240千円 の範囲で都道府県知事が定める額	転換前床数		・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ ケアハウス ・ 有料老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 生活支援ハウス ・ 高齢者の居住の安定確保に関する法律 (平成13年法律第26号) 第5条の規定により登録されている賃貸住宅	創設 2,240千円 の範囲で都道府県知事が定める額	転換前床数		
				改築 2,770千円 の範囲で都道府県知事が定める額				
				改修 1,115千円 の範囲で都道府県知事が定める額				
介護施設等の看取り環境の整備				(新設)				
・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 看護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	3,500千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		・ 特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費について同上。 設備については、需用費(修繕料)、使用料及び賃借料又は備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)	3,500千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
共生型サービス事業所の整備	1,029千円 の範囲で都道府県知事が定める額			・ 通所介護事業所(地域密着型通所介護事業所を含む。) ・ 短期入所生活介護事業所(介護予防短期入所生活介護事業所を含む。) ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	1,029千円 の範囲で都道府県知事が定める額			

注) いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。

新

(5)民有地マッチング事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
民有地マッチング事業			
・土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援	5,610千円 の範囲で都道府県知事が定める額	自治体	
・整備候補地等の確保支援	4,590千円 の範囲で都道府県知事が定める額	自治体	民有地マッチング事業を実施するため必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等
・地域連携コーディネーターの配置支援	4,490千円 の範囲で都道府県知事が定める額	1か所	

注) 介護施設等とは、(3)定期借地権設定のための一時金の支援事業の対象施設をいう。

旧

(5)民有地マッチング事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
民有地マッチング事業			
・土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援	5,610千円 の範囲で都道府県知事が定める額	自治体	
・整備候補地等の確保支援	4,590千円 の範囲で都道府県知事が定める額	自治体	民有地マッチング事業を実施するため必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等
・地域連携コーディネーターの配置支援	4,490千円 の範囲で都道府県知事が定める額	1か所	

新

(6)介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業			
1 区分	2 配分基礎単位	3 単位	4 対象範囲
介護施設等における消毒・衛生購入等を通じた支援事業			
・消毒・衛生購入経費支援	都道府県 都道府県が取り扱う額	都道府県	介護施設等へ配布するために必要な消毒液、除菌手袋、個人用防護具等を一括購入するために必要な消耗品(医療用具、消耗品、医療機器(消毒液、手袋等))又は消耗料
・介護施設等の消毒・洗浄室等支援		施設・事業所	介護施設等を消毒・洗浄するために必要な消毒液、G消耗品(医療用具)、消耗品(手袋等)又は消耗料
高齢者感染者向けの感染症予防の広報・啓発支援事業	都道府県が取り扱う額	自治体	高齢者感染者向けの感染症予防の広報・啓発をするために必要な消耗品(医療用具、消耗品、医療機器(消毒液、手袋等))又は消耗料
介護施設等における簡易除染装置・換気設備の設置・運営支援事業			
・簡易除染装置設置支援	4,320 千円	都道府県が取り扱う額(定員数を上限とする)	簡易除染装置を導入するため必要な消耗品(医療用具、工事費又は工事賃料、並びに工事費(工事請工)のため直接必要な事務・差する費用であって、旅費、消耗品費、通販取扱費、日用品費、本物及び偽物(指紋捺印料を含む)、子の額は、工事費又は工事賃料の20%以内とする額を算定額とする)。 ただし、別の負担(補助金等において別に差額扶助とする趣用を除き、工事費又は工事賃料の20%以内と認められる額を算定額とする)を算定額とする)。 ただし、別の負担(補助金等において別に差額扶助とする趣用を除き、工事費又は工事賃料の20%以内と認められる額を算定額とする)を含む。
・換気設備設置支援	換気設備の設置に必要な消耗品(医療用具、工事費又は工事賃料、工事請工のため直接必要な事務・差する費用であって、旅費、消耗品費、通販取扱費、日用品費、本物及び偽物(指紋捺印料を含む)、子の額は、工事費又は工事賃料の20%以内とする額を算定額とする)。 ただし、別の負担(補助金等において別に差額扶助とする趣用を除き、工事費又は工事賃料の20%以内と認められる額を算定額とする)を含む。	施設・事業所	換気設備の設置に必要な消耗品(医療用具、工事費又は工事賃料、工事請工のため直接必要な事務・差する費用であって、旅費、消耗品費、通販取扱費、日用品費、本物及び偽物(指紋捺印料を含む)、子の額は、工事費又は工事賃料の20%以内とする額を算定額とする)。 ただし、別の負担(補助金等において別に差額扶助とする趣用を除き、工事費又は工事賃料の20%以内と認められる額を算定額とする)を含む。

旧

(6)介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業			
1 区分	2 配分基礎卖位	3 単位	4 対象範囲
介護施設等における消毒・衛生購入等を通じた支援事業			
・消毒・衛生購入経費支援	都道府県 都道府県が取り扱う額	都道府県	介護施設等へ配布するために必要な消毒液、除菌手袋、個人用防護具等を一括購入するために必要な消耗品(医療用具、消耗品、医療機器(消毒液、手袋等))
・介護施設等の消毒・洗浄室等支援		施設・事業所	介護施設等を消毒・洗浄するために必要な消毒液、G消耗品(医療用具)、消耗品(手袋等)又は消耗料
高齢者感染者向けの感染症予防の広報・啓発支援事業	都道府県が取り扱う額	自治体	高齢者感染者向けの感染症予防の広報・啓発支援事業
(第5回)			
(第6回)			

新

旧

(7)介護職員の宿舎施設整備事業

1・区分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経営
介護職員の宿舎施設整備事業			
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 			
	介護職員 1 定員当たりの延べ床面積 (バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。) 33m ²	1/3	<p>特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい。その額は、工事費又は工事請負費の 2・6 %に相当する額を限度額とする。）</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
	※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。		

(新設)

新	旧
別記1－2	別記1－2
介護施設等の整備に関する事業（在宅・施設サービスの整備の加速化分）	介護施設等の整備に関する事業（在宅・施設サービスの整備の加速化分）
1 目的	1 目的
<p>病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応しつつ、また、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。）等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するとともに、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等として、平成27年度補正予算措置による在宅・施設サービスの整備の加速化・支援を拡充することを目的とする。</p>	<p>病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応しつつ、また、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス（介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。）等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するとともに、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等として、平成27年度国補正予算措置による在宅・施設サービスの整備の加速化・支援を拡充することを目的とする。</p>
2 対象事業	2 対象事業
<p>（1）地域密着型サービス等整備等助成事業</p> <p>ア 地域密着型サービス等整備助成事業</p> <p>（ア）に掲げる施設等（サテライト型居住施設・事業所を含む。）を整備する事業を対象とする。</p> <p>また、土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。 ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。 ・ 賃借料及びその財源が收支予算書に適正に計上されており、施設等運営 	<p>（1）地域密着型サービス等整備助成事業</p> <p>次に掲げる施設等（サテライト型居住施設・事業所を含む。）を整備する事業を対象とする。</p> <p>また、土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。 ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。 ・ 賃借料及びその財源が收支予算書に適正に計上されており、施設等運営

新	旧
<p>法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。</p> <p>さらに、次に掲げる施設等を合築・併設して整備を行う場合に補助単価の加算を行うとともに、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とする。</p> <p>なお、障害者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障害者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。</p> <p>(ア) 対象施設等</p> <p><u>a</u> (略)</p> <p><u>b</u> 小規模（定員29人以下）な介護老人保健施設（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）</p> <p><u>c</u>～<u>e</u> (略)</p> <p><u>f</u> 低所得高齢者の居住対策として「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）」第34条の規定に定める都市型軽費老人ホーム（都市型軽費老人ホームの居室面積については、10.65 <u>m²</u>（収納設備を除く）以上とすることが望ましい。）</p> <p><u>g</u> (略)</p> <p><u>h</u> 小規模多機能型居宅介護事業所（<u>介護予防小規模多機能型居宅介護事業所</u>を含む。以下同じ。）</p> <p><u>i</u>～<u>k</u> (略)</p> <p><u>l</u> 小規模（定員29人以下）な介護付きホーム（老人福祉法（昭和26年法律第45号）第29条第1項に規定される有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅であって、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（ただし、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県における整備に限る。）</p> <p>(イ) 整備区分</p>	<p>法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。</p> <p>さらに、次に掲げる施設等を合築・併設して整備を行う場合に補助単価の加算を行うとともに、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とする。</p> <p>なお、障害者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障害者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 小規模（定員29人以下）の介護老人保健施設（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>カ 低所得高齢者の居住対策として「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）」第34条の規定に定める都市型軽費老人ホーム（都市型軽費老人ホームの居室面積については、10.65 <u>平方メートル</u>（収納設備を除く）以上とすることが望ましい。）</p> <p>キ (略)</p> <p>ク 小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>ケ～サ (略)</p> <p>(新設)</p>

新		旧
<p>「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。（（5）の事業を除き、以下同じ。）</p>		<p>なお、整備区分については、創設や増築（床）のほか、改築、増改築等も可能であること。</p>
整備区分	整備内容	
<u>創設</u> <u>（開設）</u>	<p>新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）</p>	<u>（新設）</u>
<u>増築（床）</u>	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備すること。	
<u>改築</u> <u>（再開設）</u>	<p>既存の施設等を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに施設等を整備すること。（一部改築を含む。）</p> <p>※1 取り壊し費用も対象とすることができる。</p> <p>※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。</p>	
<u>増改築</u>	<p>既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備すること。（一部増改築を含む。）</p> <p>※1、※2について同上。</p>	<u>（新設）</u>
<p>イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業 <u>介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員30人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を1施設創設することを条件に、（ア）に掲げる広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。</u></p>		

新	旧								
<p><u>なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。</u></p> <p><u>また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る 1 年から 4 年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和 5 年度中に着工することとする。</u></p> <p>(ア) 大規模修繕・耐震化の対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> a 広域型（定員 30 人以上）の特別養護老人ホーム b 広域型（定員 30 人以上）の介護老人保健施設 c 広域型（定員 30 人以上）の介護医療院 e 広域型（定員 30 人以上）の養護老人ホーム d 広域型（定員 30 人以上）の軽費老人ホーム <p>(イ) 整備区分</p> <p>a 「大規模修繕」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">整備区分</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">整備内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">(1) 施設の一部改修</td><td style="padding: 5px;"><u>一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(2) 施設の付帯設備の改修</td><td style="padding: 5px;"><u>一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(3) 施設の冷暖房設備の設置等</td><td style="padding: 5px;"><u>気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくな</u></td></tr> </tbody> </table>	整備区分	整備内容	(1) 施設の一部改修	<u>一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事</u>	(2) 施設の付帯設備の改修	<u>一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事</u>	(3) 施設の冷暖房設備の設置等	<u>気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくな</u>	
整備区分	整備内容								
(1) 施設の一部改修	<u>一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事</u>								
(2) 施設の付帯設備の改修	<u>一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事</u>								
(3) 施設の冷暖房設備の設置等	<u>気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくな</u>								

	新	旧
	<u>り、改修が必要となった冷暖房設備の改修工事</u>	
(4) 避難経路等の整備	<u>居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事</u>	
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	<p><u>① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等</u></p> <p><u>② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事</u></p>	
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	<u>消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備</u>	
(7) 消融雪設備整備	<u>豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備</u>	
(8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	<u>都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されてる施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等</u>	
(9) 施設の改修整備	<u>施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸</u>	

新	旧				
<p>(10) その他施設における大規模な修繕等</p> <p><u>物件を含む。) のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事</u></p> <p>特に必要と認められる上記に準ずる工事</p>					
(注) 一定年数は、おおむね10年とする。					
<p>b 「耐久化」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">整備区分</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">整備内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">耐震化</td><td style="padding: 5px;"><u>地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事</u></td></tr> </tbody> </table>		整備区分	整備内容	耐震化	<u>地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事</u>
整備区分	整備内容				
耐震化	<u>地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事</u>				
<p>(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業</p> <p>ア 介護施設等の施設開設準備経費支援事業</p> <p>介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、施設等の開設時（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床の際に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を支援する事業を対象とする。</p> <p>イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入支援</p>					
<p>(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業</p> <p>介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設等の開設時（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床 ・ また、介護療養型施設から介護医療院や介護老人保健施設等への転換（改修等を伴わずに転換する場合を含む。） ・ さらに、訪問看護ステーションの大規模化（緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等）やサテライト型事業所の設置 <p>の際に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を支援する事業を対象とする。</p> <p>（新設）</p>					

新	旧
<p><u>介護施設等において、（1）イ（イ）の表中（1）又は（2）に該当する大規模修繕（助成を受けているかは問わない。）を実施する際に、別記2の（28）口の介護ロボット導入支援事業及びハのＩＣＴ導入支援事業において対象となっている機器等を導入するために必要な経費を支援する事業を対象とする。</u></p> <p><u>なお、本事業においては、介護ロボット・ＩＣＴ以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象とならない。</u></p> <p><u>また、事業実施にあたっての導入計画の策定及び導入効果の報告については、令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1・別紙2を準用する。</u></p> <p>(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業</p> <p>施設等用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るために、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を支援する事業を対象とする。</p> <p>また、地域の実情に合わせて、普通借地権設定でも可能とするが、この場合、当該用地に整備される施設等の経営が安定的・継続的に行われるよう、当該施設等運営法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。 ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。 ・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。 	

新	旧
<p>さらに、本体施設（特別養護老人ホーム等）を整備する際に、合築・併設施設（定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所等）を整備する場合においては、当該敷地についても補助対象とする。</p> <p><u>なお、介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）を整備する際に、本事業を活用する場合は、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県における整備に限るものとする。</u></p>	<p>さらに、本体施設（特別養護老人ホーム等）を整備する際に、合築・併設施設（定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所等）を整備する場合においては、当該敷地についても補助対象とする。</p>
<p>(4) (略)</p>	<p>(4) (略)</p>
<p>(5) 介護職員の宿舎施設整備事業</p> <p><u>介護人材（外国人を含む。）を確保するため、イに掲げる介護施設等（いずれも、定員規模は問わない。）の事業者が当該介護施設に勤務する職員（職種は問わず、幅広く対象）の宿舎を整備するための費用の一部を補助することにより、介護職員が働きやすい環境を整備することを目的とする。</u></p> <p>ア 対象事業</p> <p><u>(ア) 地域の実情や利用者のニーズに応じて柔軟に整備できるよう、宿舎の定員規模や設備（居室類型、入居者の1人当たりの居室の床面積や台所、浴室、便所及び洗面設備等）は問わない。ただし、補助対象となるのは、イに掲げる介護施設等（建築中のものを含む。）に勤務する職員数分の定員規模まであって、1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33m²以下を助成配分基準とする。なお、土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。</u></p> <p><u>(イ) 家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案し、近傍（原則として本事業で整備する宿舎の所在する市町村内の地域内とする。）類似の家賃と比較して低廉なものとすること。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

新	旧				
<p>(ウ) 設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）の面等から検討するものであり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内又は近隣の設置に限定されない。</p> <p>(エ) 入居者については、イに掲げる介護施設等に勤務する職員でなければならない。ただし、当該介護施設等の職員の利用に支障のない範囲（定員規模の2割以内）において、当該職員の家族等やイに掲げる以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えない。</p> <p>(オ) 土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とする。また、宿舎の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付を受ける施設等運営法人は、本事業で整備する宿舎所有者から宿舎を一括して借り上げ入居者に転貸することを条件とする。</p> <p>イ 対象施設等</p> <p>(ア) 特別養護老人ホーム</p> <p>(イ) 介護老人保健施設</p> <p>(ウ) 介護医療院</p> <p>(エ) 特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス</p> <p>(オ) 認知症高齢者グループホーム</p> <p>(カ) 小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(キ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</p> <p>(ク) 看護小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(ケ) 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</p> <p>ウ 整備区分</p> <p>「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">整備区分</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">整備内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">創設</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">新たに宿舎を整備すること。</td></tr> </tbody> </table>	整備区分	整備内容	創設	新たに宿舎を整備すること。	
整備区分	整備内容				
創設	新たに宿舎を整備すること。				

	新	旧
	<p>※ 空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して、宿舎を整備する事業を含む。</p> <p>※ 空き家等の既存建物を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、宿舎を整備する事業を含む。</p>	
<u>増築</u>	既存の宿舎の現在定員の増員を図るための整備すること。	
<u>改築</u>	<p>現在定員の増員を行わずに、既存の宿舎を取り壊して、新たに宿舎を整備すること。（一部改築を含む。）</p> <p>※ 1 取り壊し費用も対象とすることができる。</p> <p>※ 2 既存宿舎を移転して改築する事業を含む。この場合、既存宿舎を取り壊すかどうかは問わない。</p>	
<u>増改築</u>	既存の宿舎を取り壊して、新たに宿舎を整備するのにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。）※ 1、※ 2について同上。	
<u>改修</u>	既存の宿舎を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。	

3 助成額の算定方法

(1) 算定方法

都道府県計画に記載された事業について、別表1-2の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額を助成額とする。

ただし、「定期借地権設定のための一時金の支援事業」及び「介護職員の宿舎施設整備事業」については、別表1-2の(3)及び(5)の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基準により算定した額と第

3 助成額の算定方法

(1) 算定方法

都道府県計画に記載された事業について、別表1-2の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額を助成額とする。

ただし、「定期借地権設定のための一時金の支援事業」については、別表1-2の(3)の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基準により算定した額と第4欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額を助成額とする。

新	旧
<p>4 欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額に、第 3 欄に定める補助率を乗じて得た額を助成額とする。</p> <p>また、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>また、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p><u>なお、配分基礎単価について、「2019 年 4 月 1 日～2019 年 9 月 30 日」を適用するのか、又は「2019 年 10 月 1 日～」を適用するのかは、各介護施設等が実施する基金事業の目的物の全てを完成し相手方に引き渡した日、又は約した役務の全ての提供を完了した日を基準日として判定する。</u></p>
(2) ~ (3) (略)	(2) ~ (3) (略)
4 (略)	4 (略)

新	旧
(削除) 別表 1-2 配分基礎単価	別表 1-2 配分基礎単価 (2019年4月1日~2019年9月30日) 別表 1-2 配分基礎単価 (2019年10月1日~)

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備			
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～4,480千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・小規模な介護老人保健施設	25,000～56,000千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模な介護医療院	25,000～56,000千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	2,380千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,480千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・都市型軽費老人ホーム	1,790千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム	15,000～33,600千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～33,600千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,940千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～33,600千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・施設内保育施設	11,900千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,480千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
介護施設等の合築等			
・別記1-2の2の(1)乙の事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	
空き家を活用した整備			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター			
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備			
・特別養護老人ホーム			
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・養護老人ホーム			
・軽費老人ホーム			

注) 施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備			
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～4,480千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・小規模な介護老人保健施設	25,000～56,000千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模な介護医療院	25,000～56,000千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	2,380千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,480千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・都市型軽費老人ホーム	1,790千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム	15,000～33,600千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～33,600千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,940千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～33,600千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・施設内保育施設	11,900千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,480千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
(新設)			
介護施設等の合築等			
・別記1-2の2の(1)乙の事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	
空き家を活用した整備			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター			
(新設)			

注) 施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。

(2)介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費			
定員30名以上の広域型施設等			
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・養護老人ホーム ・介護付新ホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 			
	839千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数	
定員29名以下の地域密着型施設等			
<p>（地域密着型特別養護老人ホーム等の新規開設）</p>			

定員29名以下の地域密着型施設等

・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
・小規模な介護老人保健施設			
・小規模な介護医療院			
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	14,000円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・都市型軽費老人ホーム	420円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数	
・小規模な養護老人ホーム	420円 の範囲で都道府県知事が定める額		
・施設内保育施設	4,200円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
	839円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、宿泊定員数とする。 ※料金は、料金（事務費を含む）、報酬、賃料、賃金、旅費、差旅費、委託料又は工事請負費。	

介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行うロボット・ＩＣＴの導入に必要な経費

定員 30名以上の広域型施設等	
区分	定員数
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	
・介護老人保健施設	
・介護医療院	
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	420千円 の範囲で都道府県知事が定める額
・養護老人ホーム	
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定期施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	

定員29名以下の地域密着型施設等

・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			う・介護ロボット・ICT導入に必要な経費（令和元年5月10日老規第0510第1号老規第0510第1号、厚生労働省規第0510第1号）（参考価格：各機器費用）
・小規模な介護老人保健施設			
・小規模な介護医療院			
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・小規模介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅）であつて特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,000千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・都市型経営老人ホーム	210千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数	
・小規模な養護老人ホーム	210千円 の範囲で都道府県知事が定める額		
・施設内保育施設	2,100千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
(新設)			
定員30名以上の広域型施設等 ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護療養院 ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・養護老人ホーム	839千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数	
(新設)			

定員29名以下の地域密着型施設等

・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
・小規模な介護老人保健施設			
・小規模な介護医療院			
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・認知症高齢者グループホーム	839千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な備用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置工事料、内装工事料、請負料等）、人件費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
（新設）			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	14,000千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・都市型経費老人ホーム	420千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数	
・小規模な養護老人ホーム	420千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・施設内保育施設	4,200千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	

(实验)

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

1 区 分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費
【本体施設】			
定員30名以上の広域型施設			
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・養護老人ホーム			
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
定員29名以下の地域密着型施設等			
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
・小規模な介護老人保健施設			
・小規模な介護医療院			
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額等、都道府県知事が定める合理的な方法による額）の2分の1		
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・都市型軽費老人ホーム			
・小規模な養護老人ホーム			
・施設内保育施設			
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
【合築・併設施設】			
定員29名以下の地域密着型施設等			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター			
・介護予防拠点			
・地域包括支援センター			
・生活支援ハウス			
・緊急ショートステイ			

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

1 区 分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費
【本体施設】			
定員30名以上の広域型施設			
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・養護老人ホーム			
(新設)			
定員29名以下の地域密着型施設等			
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
・小規模な介護老人保健施設			
・小規模な介護医療院			
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・認知症高齢者グループホーム	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額等、都道府県知事が定める合理的な方法による額）の2分の1		
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・都市型軽費老人ホーム			
・小規模な養護老人ホーム			
・施設内保育施設			
(新設)			
【合築・併設施設】			
定員29名以下の地域密着型施設等			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター			
・介護予防拠点			
・地域包括支援センター			
・生活支援ハウス			
・緊急ショートステイ			

定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）。

1／2

11

新

(4) 民有地マッチング事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
民有地マッチング事業			
・土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援	5,610千円の範囲で都道府県知事が定める額	自治体	
・整備候補地等の確保支援	4,590千円の範囲で都道府県知事が定める額	自治体	民有地マッチング事業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等
・地域連携コーディネーターの配置支援	4,490千円の範囲で都道府県知事が定める額	1か所	

注) 介護施設等とは、(3)定期借地権設定のための一時金の支援事業の対象施設をいう。

(5) 介護職員の宿舎施設整備事業

1・区分	2・配分基準	3・補助率	4・対象経費
介護職員の宿舎施設整備事業			
・特別養護老人ホーム			特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2~6%に相当する額を限度額とする。）ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	介護職員 1 定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33m ²	1/3	
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			

注) いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。

旧

(4) 民有地マッチング事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
民有地マッチング事業			
・土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援	5,610千円の範囲で都道府県知事が定める額	自治体	
・整備候補地等の確保支援	4,590千円の範囲で都道府県知事が定める額	自治体	民有地マッチング事業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等
・地域連携コーディネーターの配置支援	4,490千円の範囲で都道府県知事が定める額	1か所	

(新設)

新	旧
<p>別記2 介護従事者の確保に関する事業</p> <p>1 目的 本事業は、地域の実情に応じて、多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善等の観点から、介護人材の確保のための計画を実行するために、都道府県に設置する地域医療介護総合確保基金を充てて実施するものである。</p> <p>2 対象事業 <u>事業実施にあたっては、都道府県が直接実施できるほか、市区町村への補助により実施することも可能となっている。</u></p> <p>【基盤構築を行うための事業】</p> <p>(1) 介護人材確保対策連携強化事業（協議会設置等） 都道府県単位で介護従事者の確保・定着へ向けた総合的な取組を実施するため、①<u>施策の検討にあたっては事前調査・関係者へのヒアリング等の実施、行政や職能団体、事業者団体のみならず一般企業（経済団体）、教育機関、P T A、メディアなどで構成されるプラットフォーム（協議会等）を設置し、普及啓発・情報提供、人材確保・育成、労働環境改善等に関する取組の計画立案を行うとともに、②検討した施策を実現するため、関係機関・団体との連携・協働の推進、③施策の実施にあたっては、横断的な施策の総合調整の実施や介護ロボットやI C Tなど専門的な知識を必要とする施策に係る有識者からの助言などの経費に対して助成する。</u> なお、介護分野で働く看護職員、P T、O T、S T等の確保・定着へ向けた取組も対象となる。</p> <p>(2) 市区町村介護人材確保プラットホーム構築事業 市区町村単位で介護従事者の確保・定着へ向けた総合的な取組を推進するため、関係機関・団体との連携を図り、施策の検討、推進及び評価等を行うための協議会の設置等のための経費に対して助成する。</p>	<p>別記2 介護従事者の確保に関する事業</p> <p>1 目的 本事業は、地域の実情に応じて、多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善の観点から、介護人材の確保のための計画を実行するために、都道府県に設置する地域医療介護総合確保基金を充てて実施するものである。</p> <p>2 対象事業</p> <p>(1) 介護人材確保対策連携強化事業（協議会設置等） 都道府県単位で介護従事者の確保・定着へ向けた総合的な取組を実施するため、行政や職能団体、事業者団体のみならず一般企業（経済団体）、教育機関、P T A、メディアなどで構成されるプラットフォーム（協議会等）を設置し、普及啓発・情報提供、人材確保・育成、労働環境改善等に関する取組の計画立案を行うとともに、検討した施策を実現するため、関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための経費に対して助成する。</p> <p>(新設)</p>

新	旧
(3) (略)	(2) (略)
<u>【参入促進に資する事業】</u>	
(4) ~ (5) (略)	(3) ~ (4) (略)
<u>(6) 地域の支え合い・助け合い活動に係る担い手確保事業</u>	
イ 助け合いによる生活支援の担い手の養成事業 高齢者を含む生活支援の担い手の養成等を行うための経費に対し助成する。 なお、本事業は、一定程度専門的な生活支援サービスや市町村をまたぐ広域的な活動の場合など、単独の市町村だけでは養成が困難なものについて、広域的な観点から都道府県等がその養成を行う場合に対象となる。	(5) 助け合いによる生活支援の担い手の養成事業 高齢者を含む生活支援の担い手の養成等を行うための経費に対し助成する。 なお、本事業は、一定程度専門的な生活支援サービスや市町村をまたぐ広域的な活動の場合など、単独の市町村だけでは養成が困難なものについて、広域的な観点から都道府県等がその養成を行う場合に対象となる。
<u>口 地域の支え合い・助け合い活動継続のための事務手続き等支援事業</u>	(新設)
<u>地域の支え合い・助け合い活動の継続のために必要な書類作成等が難しい住民組織等に対して、「事務お助け隊」が各種事務作業の支援や必要な助言を行うことで、その活動の継続や活性化を支援するための経費に対して助成する。</u>	
<u>ハ 介護人材確保のためのボランティアポイント活用推進事業</u>	(新設)
<u>若者層、中年齢層、子育てを終えた層、高齢者層など各層の者が、介護分野への研修参加及び介護の周辺業務等へのボランティア活動を行うことに対して、ポイントを付与することにより介護分野での社会参加・就労的活動を推進するための経費に対して助成する。</u>	
(7) ~ (12) (略)	(6) ~ (11) (略)
<u>(13) 介護に関する入門的研修、生活援助従事者研修の受講等支援事業</u>	(12) 介護に関する入門的研修、生活援助従事者研修の受講等支援事業
イ (略)	イ (略)
<u>口 介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー事業</u>	(新設)

新	旧
<p><u>元気高齢者等をターゲットに、介護分野への関心を持つきっかけとなるセミナーを実施し、希望者を入門的研修等の受講へ誘導するとともに、介護助手等として介護施設・事業所へのマッチングまで一体的に実施する経費に対して助成する。</u></p> <p>八・二 (略)</p> <p>(14) (略)</p>	
	<p>旦・八 (略)</p> <p>(13) (略)</p>
<p>(15) 外国人留学生及び特定技能 1 号外国人の受入環境整備事業</p> <p>以下の、イ、ロの実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。</p> <p>イ 外国人留学生への<u>奨学金の給付等</u>に係る支援事業</p> <p>介護の専門職である介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生を支援するため、介護施設等による<u>奨学金の給付等</u>に係る経費の一部について助成する。</p> <p>ロ 外国人留学生及び特定技能 1 号外国人のマッチング支援事業</p> <p>介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生や特定技能 1 号外国人の受入れを円滑に進めるため、<u>介護福祉士養成施設と留学希望者、また、介護施設等と特定技能 1 号による就労希望者等とのマッチング</u>を適切に行うために必要な経費について助成する。</p> <p><u>【資質の向上に資する事業】</u></p> <p>(16) ~ (21) (略)</p> <p>(22) 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業等</p> <p>イ 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業</p> <p>介護サービス事業所の管理者等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを習得させ、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図るための経費に</p>	<p>(14) 介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生等の受入環境整備事業</p> <p>以下の、イ、ロの実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。</p> <p>イ 介護施設等による外国人留学生への<u>奨学金等の支給</u>に係る支援事業</p> <p>介護の専門職である介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生を支援するため、介護施設等による<u>奨学金等の支給</u>に係る経費の一部について助成する。</p> <p>ロ 介護福祉士資格の取得を目指す留学生等の外国人介護人材と受入介護施設等とのマッチング支援事業</p> <p>留学生等の外国人介護人材の受入を円滑に進めるため、<u>介護福祉士養成施設への留学</u>や日本の介護現場での就労を希望する者と介護施設等とのマッチングとして、留学希望者等からの情報収集や日本の受入介護施設等に関する情報提供などの実施に必要な経費に対して助成する。</p> <p>(15) ~ (20) (略)</p> <p>(21) 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業</p> <p>介護サービス事業所の管理者等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを習得させ、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図るための経費に対し助成</p>

新	旧
<p>対し助成する。</p> <p>□ <u>チームオレンジコーディネーター研修等事業</u> <u>チームオレンジの活動の中核的な役割を担うコーディネーター等を養成するための経費に対して助成する。</u></p> <p>(23) 地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業 地域包括ケアシステムの構成要素である生活支援の担い手やサービスの開発等を行う人材（生活支援コーディネーター）育成等のほかそれを全体で調整する地域包括支援センター職員及び医療・介護連携を推進するための人材（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、PT、OT、ST、管理栄養士等）の資質向上を支援するための経費に対し助成する。</p> <p>(24) 権利擁護人材育成事業 イ <u>認知症高齢者等権利擁護人材育成事業</u> 認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進するための経費に対し助成する。</p> <p>□ <u>介護サービス相談員育成に係る研修支援事業</u> <u>都道府県やボランティア養成に取り組む公益団体等が介護サービス相談員を育成するための研修を実施する経費に対して助成する。</u></p> <p>(25) 介護予防の推進に資する専門職種の指導者育成事業 都道府県又は市町村単位の県医師会又は郡市区等医師会及びリハビリテーション関連団体などが、専門職種に対して研修等を実施することにより、介護予防の推進に資する指導者を育成するための経費に対し助成する。</p>	<p>する。</p> <p>(新設)</p> <p>(22) 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上事業 地域包括ケアシステムの構成要素である生活支援の担い手となる人材（生活支援コーディネーター）育成及びそれを全体で調整する地域包括支援センター職員の資質向上を支援するための経費に対し助成する。</p> <p>(23) 権利擁護人材育成事業 認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進するための経費に対し助成する。</p> <p>(新設)</p> <p>(24) 介護予防の推進に資するOT, PT, ST指導者育成事業 都道府県単位のリハビリテーション関連団体が、OT, PT, STに対して研修等を実施することにより、介護予防の推進に資する指導者を育成するための経費に対し助成する。</p>

新	旧
<p>【労働環境・処遇の改善に資する事業】</p> <p>(26) 介護職員長期定着支援事業</p> <p>イ 介護職員に対する悩み相談窓口設置事業 <u>介護職員からの職場の悩み等に関する相談を受け付ける窓口を設置し、業務経験年数の長い介護福祉士や心理カウンセラー等が相談支援を行うなど介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。</u></p> <p>ロ 介護事業所におけるハラスメント対策推進事業 <u>介護事業所における利用者等からのハラスメント対策を推進するため、実態調査、各種研修、ヘルパー補助者の同行など、総合的なハラスメント対策を講じて介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。</u></p> <p>ハ 若手介護職員交流推進事業 <u>若手介護職員（経験年数概ね3年未満）が一堂に会し、介護施設・事業所を超えた職員同士のネットワークを構築するとともに、介護職の魅力を再確認するなどの取組を推進することにより、若手介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。</u></p>	<p>(新設)</p>
(27) (略)	(25) (略)
<p>(28) 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業</p> <p>以下の、ロ、ハ、ニの実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。</p> <p>イ～ハ (略)</p>	<p>(26) 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業</p> <p>以下の、ロ、ハ、ニの実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。</p> <p>イ～ハ (略)</p>
<p>二 介護事業所に対する業務改善支援事業</p> <p>①第三者が生産性向上の取組を支援するための費用の助成</p> <p>厚生労働省が作成する生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業所について、以下の要件に該当すると都道府県又は市町村が認める場合</p>	<p>二 介護事業所に対する業務改善支援事業</p> <p>厚生労働省が作成する生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業所について、以下の要件に該当すると都道府県又は市町村が認める場合、</p>

新	旧
<p>合、当該介護事業所が業務改善に係る知識・経験を有する第三者から取組の支援を受けるための費用の一部に対して助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材不足に関連した課題を解決することが急務であること ・その取組を後押しすることにより地域全体における取組の拡大にも資するものであること <p><u>(2)都道府県等が開催する介護現場革新会議で必要と認められた経費の助成</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>都道府県等が開催する介護現場革新会議において、必要と認められる取組に要する経費の一部に対して助成する。</u></p>	<p>当該介護事業所が業務改善に係る知識・経験を有する第三者から取組の支援を受けるための費用の一部に対して助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材不足に関連した課題を解決することが急務であること ・その取組を後押しすることにより地域全体における取組の拡大にも資するものであること <p><u>(新設)</u></p>
<p><u>木 介護事業所における両立支援等環境整備事業</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>介護事業所で働く職員の出産・育児・介護等と仕事の両立を支援し、女性や若者にとって働きやすい職場環境を構築するために必要な研修、普及啓発及び個別の事業所への助言等を行うための経費に対して助成する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(29) ~ (32) (略)</u></p>	<p><u>(27) ~ (30) (略)</u></p>
<p><u>(33) 外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>外国人介護人材を受入れる（予定を含む）介護施設等において、多言語翻訳機の導入等のコミュニケーション支援、介護福祉士の資格取得を目指す外国人職員への学習支援、メンタルヘルスケア等の生活支援を行うことにより、外国人介護人材の受入れ環境整備を推進するための経費に対して助成する。また、介護福祉士養成施設において留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する取組に必要な経費に対して助成する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>なお、事業実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>【離島・中山間地域等に対する事業】</u></p> <p><u>(34) 畦島・中山間地域等における介護人材確保支援事業</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>人口減少や高齢化が急速に進んでいる離島や中山間地域等における介護人材の確保</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>に向けた取組を支援するため、①地域外からの就職の促進（赴任旅費、引越等に係る費用の助成）、地域外での採用活動の支援や先進自治体等からのアドバイザーの招聘、②介護従事者の資質向上の推進、③高齢者の移動を支援する担い手の確保を行うために必要な経費に対して助成する。</u></p> <p>(別葉1)～(別葉3) (略)</p> <p>(別紙様式1) (略)</p>	<p>(別葉1)～(別葉3) (略)</p> <p>(別紙様式1) (略)</p>

(別紙様式2)

番年月日

厚生労働大臣 殿

○○○都道府県知事 印

地場医療介護総合確保基金管理運営委員会に基づく●●年度事業実施状況報告について(介護施設等整備事業及び介護従事者確保事業)

1 基金保管実績
(介護施設等整備事業)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)
	円	円	円
合計額	円	円	円

(介護従事者確保事業)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)
	円	円	円
合計額	円	円	円

2 基金運用実績

(介護施設等整備事業)

基金の保有区分	利息額	差益額
	円	円
合計額	円	円

(介護従事者確保事業)

基金の保有区分	利息額	差益額
	円	円
合計額	円	円

※基金の保有形態別に、収入の種別により記載する他、内訳を添付すること。

3 基金事業実施状況

(1) ○○年度基金積み立て分

(ア)事業実施計画

区分	事業名	事業者名(施設名等)(開設者名を含む)	●●年度実施事業内容	●●年度事業予定額(計画額)	●●年度実施事業			
					基金充当額	新規事業者登録分(1/3)	国費担分(2/3)	事業者等負担額
合計								

(イ)都道府県計画に掲げる目標のうち、本年度達成予定状況

--

※都道府県計画に記載のある場合は記入不要

(ウ)基金の保有割合及び算定根拠

年度末保管額(C) (●●+1)年度以降の事業実施に要する見込額(D)		保有割合(%) (C/D)	(保有割合の算定根拠)
(1)基金保管実績(介護施設等整備事業) のうち、○○年度積み立て分	円	%	今後、事業が完了するまでに必要となる補助見込額に対する年度末保管額(運用益を含む)の割合
(2)基金保管実績(介護従事者確保事業) のうち、○○年度積み立て分	円	%	※基金の保管額が、基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であることを確認するため、基金の保有割合を記載するもの。保有割合が100%を上回る場合には、原則として、過大となる金額を国庫に納付する。

(2) ○○年度基金積み立て分

(ア)事業実施計画

区分	事業名	事業者名(施設名等)(開設者名を含む)	●●年度実施事業内容	●●年度事業予定額(計画額)	●●年度実施事業			
					基金充当額	新規事業者登録分(1/3)	国費担分(2/3)	事業者等負担額
合計								

(イ)都道府県計画に掲げる目標のうち、本年度達成予定状況

--

※都道府県計画に記載のある場合は記入不要

(ウ)基金の保有割合及び算定根拠

年度末保管額(C) (●●+1)年度以降の事業実施に要する見込額(D)		保有割合(%) (C/D)	(保有割合の算定根拠)
(1)基金保管実績(介護施設等整備事業) のうち、○○年度積み立て分	円	%	今後、事業が完了するまでに必要となる補助見込額に対する年度末保管額(運用益を含む)の割合
(2)基金保管実績(介護従事者確保事業) のうち、○○年度積み立て分	円	%	※基金の保管額が、基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であることを確認するため、基金の保有割合を記載するもの。保有割合が100%を上回る場合には、原則として、過大となる金額を国庫に納付する。

4 添付資料

- (1)当該年度の掛け出し決算(見込)書抄本
- (2)介護施設等の整備に関する事業の実施状況について(別紙様式1)
- (3)●●年度における介護施設等の整備に関する事業の整備状況等について(別紙様式1~2~6)
- (4)その他参考となる資料

(別紙様式2)

番年月日

厚生労働大臣 殿

○○○都道府県知事 印

地域医療介護総合確保基金運営委員会に基づく●●●年度事業実施状況報告について(介護施設等整備事業及び介護従事者確保事業)

1 基金保管実績
(介護施設等整備事業)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)
	円	円	円
合計額	円	円	円

(介護従事者確保事業)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)
	円	円	円
合計額	円	円	円

2 基金運用実績
(介護施設等整備事業)

基金の保有区分	利息額	差益額
	円	円
合計額	円	円

(介護従事者確保事業)

基金の保有区分	利息額	差益額
	円	円
合計額	円	円

※基金の保有形態別に、収入の種別により記載する他、内訳を添付すること。

3 基金事業実施状況

(1) ○○年度基金積み立て分

(ア)事業実施計画

区分	事業名	事業者名(施設名等)(開設者名を含む)	●●年度実施事業内容	●●年度事業予定額(計画額)	●●年度実施事業			
					基金充当額	新規事業者登録分(1/3)	国費担分(2/3)	事業者等負担額
合計								

(イ)都道府県計画に掲げる目標のうち、本年度達成予定状況

--

※都道府県計画に記載のある場合は記入不要

(ウ)基金の保有割合及び算定根拠

年度末保管額(C) (●●+1)年度以降の事業実施に要する見込額(D)		保有割合(%) (C/D)	(保有割合の算定根拠)
(1)基金保管実績(介護施設等整備事業) のうち、○○年度積み立て分	円	%	今後、事業が完了するまでに必要となる補助見込額に対する年度末保管額(運用益を含む)の割合
(2)基金保管実績(介護従事者確保事業) のうち、○○年度積み立て分	円	%	※基金の保管額が、基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であることを確認するため、基金の保有割合を記載するもの。保有割合が100%を上回る場合には、原則として、過大となる金額を国庫に納付する。

(2) ○○年度基金積み立て分

(ア)事業実施計画

区分	事業名	事業者名(施設名等)(開設者名を含む)	●●年度実施事業内容	●●年度事業予定額(計画額)	●●年度実施事業			
					基金充当額	新規事業者登録分(1/3)	国費担分(2/3)	事業者等負担額
合計								

(イ)都道府県計画に掲げる目標のうち、本年度達成予定状況

--

※都道府県計画に記載のある場合は記入不要

(ウ)基金の保有割合及び算定根拠

年度末保管額(C) (●●+1)年度以降の事業実施に要する見込額(D)		保有割合(%) (C/D)	(保有割合の算定根拠)
(1)基金保管実績(介護施設等整備事業) のうち、○○年度積み立て分	円	%	今後、事業が完了するまでに必要となる補助見込額に対する年度末保管額(運用益を含む)の割合
(2)基金保管実績(介護従事者確保事業) のうち、○○年度積み立て分	円	%	※基金の保管額が、基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であることを確認するため、基金の保有割合を記載するもの。保有割合が100%を上回る場合には、原則として、過大となる金額を国庫に納付する。

4 添付資料

- (1)当該年度の掛け出し決算(見込)書抄本
- (2)介護施設等の整備に関する事業の実施状況について(別紙様式1)
- (3)●●年度における介護施設等の整備に関する事業の整備状況等について(別紙様式2~1~2~3)
- (4)その他参考となる資料

(別添様式1)

都道府県名: _____

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

施設種別	○○年度	○○年度	○○年度	○○年度	○○年度	○○年度	合計
地域密着型特別養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
地域密着型特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室(※1)	人	人	人	人	人	人	人
小規模な介護老人保健施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模な介護医療院	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模な養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(※1)	人	人	人	人	人	人	人
都市型経営老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症対応型デイサービスセンター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護予防拠点	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
地域包括支援センター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
生活支援ハウス	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
緊急ショートステイの整備(※1)	人	人	人	人	人	人	人
施設内保育施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(※1)	人	人	人	人	人	人	人
空き家を活用した整備分							
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症対応型デイサービスセンター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
定員数計(※1の合計)	人	人	人	人	人	人	人
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
企画施設の割設を条件に行う広域型施設の大規模移築・耐震化整備事業							
特別養護老人ホーム	人	人	人	人	人	人	人
介護老人保健施設	人	人	人	人	人	人	人
介護医療院	人	人	人	人	人	人	人
養護老人ホーム	人	人	人	人	人	人	人
経営老人ホーム	人	人	人	人	人	人	人
定員数計	人	人	人	人	人	人	人
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
金額計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(注)同一年度において当初予算と補正予算を区別して記入すること。

(別添様式1)

都道府県名: _____

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

施設種別	○○年度	○○年度	○○年度	○○年度	○○年度	○○年度	合計
地域密着型特別養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
地域密着型特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室(※1)	人	人	人	人	人	人	人
小規模な介護老人保健施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模な介護医療院	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模な養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(※1)	人	人	人	人	人	人	人
都市型経営老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症対応型デイサービスセンター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護予防拠点	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
地域包括支援センター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
生活支援ハウス	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
緊急ショートステイの整備(※1)	人	人	人	人	人	人	人
施設内保育施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
(新設)							
空き家を活用した整備分							
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症対応型デイサービスセンター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
定員数計(※1の合計)	人	人	人	人	人	人	人
(新設)							
(新設)							
(新設)							
(新設)							
(新設)							
(新設)							
金額計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(注)同一年度において当初予算と補正予算を区別して記入すること。

都道府県名:

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

施設種別	○○年度	○○年度	○○年度	○○年度	○○年度	○○年度	合計
【本体施設(※1)】							
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護老人保健施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護医療院	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模な介護老人保健施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模な介護医療院	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
都市型経営老人ホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模な養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
施設内保育施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
【合算・併設施設】							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症対応型デイサービスセンター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護予防拠点	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
地域包括支援センター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
生活支援ハウス	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
緊急ショートステイ	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
本体施設計(※1の合計)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
金額計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(注)同一年度において当初予算と補正予算を区別して記入すること。

都道府県名:

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

施設種別	○○年度	○○年度	○○年度	○○年度	○○年度	○○年度	合計
【本体施設(※1)】							
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護老人保健施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護医療院	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
(新設)							
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模な介護老人保健施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模な介護医療院	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
都市型経営老人ホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模な養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
施設内保育施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
(新設)							
【合算・併設施設】							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症対応型デイサービスセンター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護予防拠点	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
地域包括支援センター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
生活支援ハウス	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
緊急ショートステイ	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
本体施設計(※1の合計)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
金額計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(注)同一年度において当初予算と補正予算を区別して記入すること。

新

(4)既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業 新道府県名:							
施設種別	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	合計
既存施設のユニット化改修							
特別養護老人ホーム	人	人	人	人	人	人	人
介護老人保健施設	人	人	人	人	人	人	人
介護医療院	人	人	人	人	人	人	人
介護療養型医療施設の改修により転換した施設	人	人	人	人	人	人	人
ユニット化定員数計	人	人	人	人	人	人	人
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(多居室)のプライバシー保護のための改修	人	人	人	人	人	人	人
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備※施設種別欄については、転換した介護老人保健施設等の名称を記載すること							
	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人
定員数計	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
介護施設等の着取り環境の整備							
特別養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護老人保健施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護医療院	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
経費老人ホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
要適応小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護付食事小二段(有料老人ホーム又はリーズム介護高齢者向け住宅であって、特定施設入居生活介護の指定を受けたもの)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
施設数計	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
共生型サービス事業所の整備							
通所介護事業所(地域密着型通所介護事業所を含む。)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
短期入所生活介護事業所(介護予防短期入所生活介護事業所を含む。)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
要適応小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
事業所数計	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
合計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

旧

(4)既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業 幕張市県名:							
施設種別	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	合計
既存施設のユニット化改修							
特別養護老人ホーム	人	人	人	人	人	人	人
介護老人保健施設	人	人	人	人	人	人	人
介護医療院	人	人	人	人	人	人	人
介護療養型医療施設の改修により転換した施設	人	人	人	人	人	人	人
ユニット化定員数計	人	人	人	人	人	人	人
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
特別養護老人ホーム(多居室)プライバシー保護のための改修	人	人	人	人	人	人	人
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備※施設種別欄については、転換した介護老人保健施設等の名称を記載すること							
	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人
定員数計	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(新設)							
(新設)							
(新設)							
(新設)							
(新設)							
(新設)							
(新設)							
(新設)							
(新設)							
(新設)							
(新設)							
(新設)							
(新設)							
(新設)							
(新設)							
(新設)							
(新設)							
(新設)							
(新設)							
(新設)							
(新設)							
(新設)							
(新設)							
(新設)							
(新設)							
(新設)							
金額計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

新

(5) (略)

(6)介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業							
都道府県名:							
事業区分	○○年度	○○年度	○○年度	○○年度	○○年度	○○年度	合計
介護施設等における消毒液購入等経費支援							
消毒液等購入経費支援	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護施設等の消毒・洗浄経費支援	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
高齢障害者向けの感染症予防の広報・啓発経費支援	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業							
簡易陰圧装置設置経費支援	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
換気設備設置経費支援	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
金額計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(注)同一年度において当初予算と補正予算を区別して記入すること。

旧

(5) (略)

(6)介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業							
都道府県名:							
事業区分	○○年度	○○年度	○○年度	○○年度	○○年度	○○年度	合計
介護施設等における消毒液購入等経費支援							
消毒液等購入経費支援	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護施設等の消毒・洗浄経費支援	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
高齢障害者向けの感染症予防の広報・啓発経費支援	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(新設)							
(新設)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(新設)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(新設)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
金額計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(注)同一年度において当初予算と補正予算を区別して記入すること。

新

旧

都道府県名:							
(7)介護職員の宿舎施設整備事業	○○年度	○○年度	○○年度	○○年度	○○年度	○○年度	合計
特別養老人ホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護老人保健施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護医療院	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
整備か所数計	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
金額計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(注)同一年度において当初予算と補正予算を区別して記入すること。

(注)複数の施設の介護職員専用の宿舎を整備する場合は、両方の施設種別に計上すること。

(新設)

新

(別添様式2-1)

■100年度における「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に基づく整備状況について(地域密着型サービス等整備助成事業分)
都道府県名: _____

番号	A 整備の計画(年度当初)				B 整備の実績(決算時)								当該事業のための基金積立年度	備考	
	管内市町村名	事業区分	施設種別	整備区分	定員数 (人)	竣工予定期 年月日	設置生徒名	施設・事業所名	定員数 (人)	経事業費 (千円)	結果実績 (千円)	竣工年月日			補助単価 (千円)
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
合計															

*「地域医療介護総合確保基金(地域密着型サービス等整備助成事業)」の対象施設について、記載すること。
 *管内の市町村(指定都市、中核市、特別区を含むこと)かつ、施設種別ごとに、定員数等を記載すること。基金・交付金を活用せず事業者が全額自己財源によって整備するものを含む。
 *A 整備の計画(年度当初)欄には、年度当初の整備計画について、「B 整備の実績(決算時)」欄には、基金の決算時の整備実績について記載すること。
 *A 整備の計画(年度当初)に記載した定員数等に対して、設置生徒等が複数ある場合は、当該生徒等に依存して、別に追加して記載すること(例:番号-1,1-2)。
 *事業区分欄は、地域医療介護総合確保基金(地域密着型サービス等整備助成事業の別添1-1及び別添1-2)の7つであることを記載すること。
 *整備区分欄は、地域医療介護総合確保基金(地域密着型サービス等整備助成事業の別添1-1及び別添1-2)の10つであることを記載すること。
 *「地域医療介護総合確保基金(地域密着型サービス等整備助成事業)」の事業については、「大綱(概要)」又は「年度計画」又は「実績(実績)」又は「検査(検査)」又は「報告(報告)」
 *「定員数(人)欄は、小規模多機能型居宅介護事業所は當初定員を記載すること。
 *「竣工予定期(年月日)欄には、工事に着手する年月日(予定)を記載すること。
 *「設置生徒名」欄には、法人名等を記載すること。
 *「施設・事業所名」欄には、法人名等を記載すること。
 *「施設・事業所名」欄には、施設等の名前を記載すること。
 *「定事業費(千円)」欄には、設計図面等をもとに金額を記載すること。
 *「結果実績(千円)」欄には、当該施設について記載すること。
 *「竣工年月日」欄には、当該施設が完了した年月日を記載すること。なお、決算時に当該施設が未完成であり、事業が既に竣工中の場合は記載を要す、その旨備考欄へ記載すること。
 *「補助単価(千円)」欄には、地政監査評定額をもとに算出された単価を記載すること。なお、地政監査評定額が未完成の場合は、記載を要せば、また、基金による補助の場合は、(1)表と一致させること。
 *「補助額(千円)」欄には、補助金の額を記載すること。なお、全額自己財源の場合は、記載を要せず、また、基金による補助の場合は、(1)表と一致させること。
 *「事業区分欄」欄には、地政監査評定額をもとに算出された単価を記載したこと。後半「備考」欄には、当該・併設の場合には「(1)表と一致させること」。
 *「事業区分欄」欄には、地政監査評定額をもとに算出された単価を記載したこと。後半「備考」欄には、当該・併設の場合には「(1)表と一致させること」。
 *「算計表式」欄には、電子媒体で提出すること。

旧

(別添様式2-1)

■100年度における「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に基づく整備状況について(地域密着型サービス等整備助成事業分)
都道府県名: _____

番号	A 整備の計画(年度当初)						B 整備の実績(決算時)						当該事業のための基金積立年度	備考	
	管内 市町村名	(新規)	施設種別	(新規)	定員数 (人)	竣工予定期 年月日	設置生徒名	施設・事業所名	定員数 (人)	経事業費 (千円)	結果実績 (千円)	竣工年月日			補助単価 (千円)
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
合計															

*「地域医療介護総合確保基金(地域密着型サービス等整備助成事業)」の対象施設について、記載すること。
 *管内の市町村(指定都市、中核市、特別区を含むこと)かつ、施設種別ごとに、定員数等を記載すること。基金・交付金を活用せず事業者が全額自己財源によって整備するものを含む。
 *A 整備の計画(年度当初)欄には、年度当初の整備計画について、「B 整備の実績(決算時)」欄には、基金の決算時の整備実績について記載すること。
 *A 整備の計画(年度当初)に記載した定員数等に対して、設置生徒等が複数ある場合は、当該生徒等に依存して、別に追加して記載すること(例:番号-1,1-2)。
 *事業区分欄は、地域医療介護総合確保基金(地域密着型サービス等整備助成事業の別添1-1及び別添1-2)の7つであることを記載すること。
 *整備区分欄は、地域医療介護総合確保基金(地域密着型サービス等整備助成事業の別添1-1及び別添1-2)の10つであることを記載すること。
 *「地域医療介護総合確保基金(地域密着型サービス等整備助成事業)」の事業については、「大綱(概要)」又は「年度計画」又は「実績(実績)」又は「検査(検査)」又は「報告(報告)」
 *「定員数(人)欄は、小規模多機能型居宅介護事業所は當初定員を記載すること。
 *「竣工予定期(年月日)欄には、工事に着手する年月日(予定)を記載すること。
 *「設置生徒名」欄には、法人名等を記載すること。
 *「施設・事業所名」欄には、法人名等を記載すること。
 *「施設・事業所名」欄には、施設等の名前を記載すること。
 *「定事業費(千円)」欄には、設計図面等をもとに金額を記載すること。
 *「結果実績(千円)」欄には、当該施設について記載すること。
 *「竣工年月日」欄には、当該施設が完了した年月日を記載すること。なお、決算時に当該施設が未完成であり、事業が既に竣工中の場合は記載を要す、その旨備考欄へ記載すること。
 *「補助単価(千円)」欄には、地政監査評定額をもとに算出された単価を記載すること。なお、地政監査評定額が未完成の場合は、記載を要せば、また、基金による補助の場合は、(1)表と一致させること。
 *「補助額(千円)」欄には、補助金の額を記載すること。なお、全額自己財源の場合は、記載を要せず、また、基金による補助の場合は、(1)表と一致させること。
 *「事業区分欄」欄には、地政監査評定額をもとに算出された単価を記載したこと。後半「備考」欄には、当該・併設の場合には「(1)表と一致させること」。
 *「事業区分欄」欄には、地政監査評定額をもとに算出された単価を記載したこと。後半「備考」欄には、当該・併設の場合には「(1)表と一致させること」。
 *「算計表式」欄には、電子媒体で提出すること。

新

(別添様式2-2)

■〇〇年度における「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に基づく執行状況について
(介護施設等の施設開設準備経費等支援事業及び定期借地権設定のための一時金の支援事業分)

都道府県名: _____

番号	事業の実績(決算時)										備考
	管内市町村名	事業区分	施設種別	設置主体名	運営主体名	施設・事業所名	定員数(人)	着工等(予定)年月日	事業開始年月日	総事業費(千円)	補助単価(千円)
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
合計											

・「地域医療介護総合確保基金(介護施設等の施設開設準備経費等支援事業及び定期借地権設定のための一時金の支援事業分)」の対象施設について、記載すること。
・管内の市町村(指定都市、中核市、特別区を含む)と、かつ、施設種別ごとに、定員数等を記載すること。

・「事業区分」欄は、「地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記1-1及び別記1-2の2(2)のア~ク又は別記1-1及び別記1-2の3」の事業を記載すること。

・「設置主体名」「運営主体名」欄は、法人名等を記載すること。

・「施設名」欄は、施設等の名称を記載すること。

・「定員数(人)」欄は、小規模多機能型居宅介護事業所は宿泊定員を記載すること。

・「着工予定年月日」欄には、当該施設等の開設準備等に必要となる期間の開始日を記載すること。

・「事業開始年月日」欄には、当該施設の事業の開始年月日を記載すること。

・「総事業費(千円)」欄は、設計監理料を除いた金額を記載すること。

・「補助単価(千円)」欄には、「事業区分」に記載している補助単価を記載すること。

・「補助額計(千円)」欄には、補助金の額を記載すること。

・「定期借地権設定のための一時金の支援事業」分の「備考」欄には、本体施設の場合「ア」を、合築・併設施設の場合は「イ」を記入すること。

・行が不足する場合は、追加すること。また、計算式等が設定されているため、別の追加等の書き変更は行わないこと。

・当該表は、電子媒体でも提出すること。

旧

(別添様式2-2)

■〇〇年度における「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に基づく執行状況について
(介護施設等の施設開設準備経費等支援事業及び定期借地権設定のための一時金の支援事業分)

都道府県名: _____

番号	事業の実績(決算時)										備考
	管内市町村名	事業区分	施設種別	設置主体名	運営主体名	施設・事業所名	定員数(人)	着工等(予定)年月日	事業開始年月日	総事業費(千円)	補助単価(千円)
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
合計											

・「地域医療介護総合確保基金(介護施設等の施設開設準備経費等支援事業及び定期借地権設定のための一時金の支援事業分)」の対象施設について、記載すること。

・管内の市町村(指定都市、中核市、特別区を含む)と、かつ、施設種別ごとに、定員数等を記載すること。

・「事業区分」欄は、「「介護施設等の施設開設準備経費等支援事業」又は「定期借地権設定のための一時金の支援事業」」を記載すること。

・「設置主体名」「運営主体名」欄は、法人名等を記載すること。

・「施設名」欄は、施設等の名称を記載すること。

・「定員数(人)」欄は、小規模多機能型居宅介護事業所は宿泊定員を記載すること。

・「着工予定年月日」欄には、当該施設等の開設準備等に必要となる期間の開始日を記載すること。

・「事業開始年月日」欄には、当該施設の事業の開始年月日を記載すること。

・「総事業費(千円)」欄は、設計監理料を除いた金額を記載すること。

・「補助単価(千円)」欄には、「事業区分」に記載している補助単価を記載すること。

・「補助額計(千円)」欄には、補助金の額を記載すること。

・「定期借地権設定のための一時金の支援事業」分の「備考」欄には、本体施設の場合「ア」を、合築・併設施設の場合は「イ」を記入すること。

・行が不足する場合は、追加すること。また、計算式等が設定されているため、別の追加等の書き変更は行わないこと。

・当該表は、電子媒体でも提出すること。

新

(別添様式2-3)

■〇〇年度における「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に基づく執行状況について(既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業)

都道府県名: _____

整備の実績(決算時)													当該事業のための基金積立年度	備考
番号	管内市町村名	事業区分	施設種別	改修等の種別	設置主体名	運営主体名	施設・事業所名	定員数(人)	総事業費(千円)	延床面積(㎡)	着工(予定)年月日	竣工年月日		
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
合計														

「地域医療介護総合確保基金(既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業)」の対象施設について、記載すること。

・管内の市町村(管轄部局、中核市、特別区を含む)ごと、かつ、施設種別ごとに、定員数等を記載すること。

・事業区分欄は、地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別添1-1の20(4)の「～の事業」を記載すること。

・施設種別欄は、介護療養型医療施設の転換に関する事業の場合は、転換後の施設名を記載すること。

・改修等の種別欄は、地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別添1-1の20(4)の「アの事業」については、「既存→ユニット」又は「多床室(ユニット型既存)→既存」→ユニット」を記載し、別添1-1の20(4)の「イの事業」については、「創設」、「改築」、「改修」のいずれかを記載すること。

・設置主体名(「運営主体名」欄)は、法人名等を記載すること。

・施設・事業所名欄は、施設等の名称を記載すること。

・定員数(人)・延床面積(㎡)欄は、改修事業の場合は、改修を行った床数及びその延床面積について記載すること。

・総事業費(千円)欄は、設計監理料を除いた金額を記載すること。

・着工(予定)年月日欄には、工事に着手する年月日(予定)又は、当該施設等の建設準備に必要となる期間の開始日等を記載すること。

・竣工年月日欄には、工事に着手する年月日(予定)又は、当該施設等の建設準備に必要となる期間の開始日等を記載すること。

・補助単価(千円)欄には、事業区分で定めている補助単価を記載すること。

・補助額計(千円)欄には、補助金の額を記載すること。

・行が不足する場合は、追加すること。また、計算式等が設定されているため、別の追加等の書き変更は行わないこと。

・当該表は、電子媒体でも提出すること。

旧

(別添様式2-3)

■〇〇年度における「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に基づく執行状況について(既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業)

都道府県名: _____

整備の実績(決算時)													当該事業のための基金積立年度	備考
番号	管内市町村名	事業区分	施設種別	改修等の種別	設置主体名	運営主体名	施設・事業所名	定員数(人)	総事業費(千円)	延床面積(㎡)	着工(予定)年月日	竣工年月日		
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
合計														

・「地域医療介護総合確保基金(既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業)」の対象施設について、記載すること。

・管内の市町村(管轄部局、中核市、特別区を含む)ごと、かつ、施設種別ごとに、定員数等を記載すること。

・事業区分欄は、地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別添1-1の20(4)の「～の事業」を記載すること。

・施設種別欄は、介護療養型医療施設の転換に関する事業の場合は、転換後の施設名を記載すること。

・改修等の種別欄は、地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別添1-1の20(4)の「アの事業」については、「既存→ユニット」又は「多床室(ユニット型既存)→既存」→ユニット」を記載し、別添1-1の20(4)の「イの事業」については、「創設」、「改築」、「改修」のいずれかを記載すること。

・設置主体名(「運営主体名」欄)は、法人名等を記載すること。

・施設・事業所名欄は、施設等の名称を記載すること。

・定員数(人)・延床面積(㎡)欄は、改修事業の場合は、改修を行った床数及びその延床面積について記載すること。

・総事業費(千円)欄は、設計監理料を除いた金額を記載すること。

・着工(予定)年月日欄には、工事に着手する年月日(予定)又は、当該施設等の建設準備に必要となる期間の開始日等を記載すること。

・竣工年月日欄には、工事に着手する年月日(予定)又は、当該施設等の建設準備に必要となる期間の開始日等を記載すること。

・補助単価(千円)欄には、事業区分で定めている補助単価を記載すること。

・補助額計(千円)欄には、補助金の額を記載すること。

・行が不足する場合は、追加すること。また、計算式等が設定されているため、別の追加等の書き変更は行わないこと。

・当該表は、電子媒体でも提出すること。

